

# 角田市ネーミングライツパートナー募集要項

## 1. 趣旨

市では民間企業等とのパートナーシップにより市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るとともに、新たな財源を確保することを目的として、角田市広告掲載に関する要綱（令和5年角田市告示第21号。以下「広告掲載要綱」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところにより、ネーミングライツパートナー（ネーミングライツを取得する民間事業者をいう。以下同じ。）を募集します。

## 2. ネーミングライツの概要

ネーミングライツ（命名権）とは、市が保有する公共施設等（以下「施設等」という。）に企業名、商品名等を冠した愛称（名称）を付与し、施設等の愛称として使用する代わりに、ネーミングライツパートナーから市が対価を得て、施設等の良好な管理運営に役立てるものです。

ネーミングライツパートナー契約締結後、市ではその愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称は変更しません。また、愛称決定後も条例上の施設名称を併記させていただくことがあります。

## 3. 参加要件

ネーミングライツパートナーとしてふさわしい信用及び資力を備える民間事業者等であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税のいずれも滞納していないこと。

## 4. 提案金額及び契約期間

### (1) 提案金額

提案金額は消費税及び地方消費税の額を除いた年額で提案してください。ただし、他の自治体で実施している事例と比して提案金額が著しく安価な場合は、お断りすることがあります。

また、事業者から施設等に提供するサービスなどの提案があれば、併せて審査します。

(サービスの例) 建物のリニューアル、壁面塗装、清掃活動、除草作業、花壇整備、施設等で使用する消耗品や備品の提供 等

### (2) 契約期間

契約期間は、原則5年以上とします。

ネーミングライツ期間の始期は、市民への周知期間や導入準備に要する期間を踏まえて協議により決定します。

### (3) ネーミングライツ料以外の費用負担等

施設名称の標示(看板等)をネーミングライツによる愛称に変更することに伴う経費、新たな標示を設置する経費及びこれらの契約期間における維持修繕に要する経費並びに契約期間の終了に伴う原状回復に要する経費をネーミングライツパートナーに負担していただきます。

また、表示サイン、看板等の設置個所については、協議することとします。

内容	費用負担者
ネーミングライツ料(提供サービスを含む。)	ネーミングライツパートナー
既存の看板の付替えや新規設置及び維持管理費用(設計費等を含む。)(※1)	
契約終了後の原状回復に係る費用	
パンフレット、封筒等の印刷物(※2)	市
市ホームページの表示変更	

※1 表示サイン、看板等は、大きさやデザイン等について宮城県の屋外広告物条例(昭和49年宮城県条例第16号)等の基準に従い設置することとなりますので、表示でき

る内容に一定の制約があります。

※2 印刷物については、残部数や切替時期を考慮し、協議により変更時期を決定します。

## 5. ネーミングライツの提案に係る留意事項

- (1) 「親しみやすさ」、「呼びやすさ」等、市民や利用者の利便性に配慮した愛称としてください。
- (2) 広告掲載要綱第3条に該当するもの又は社会通念上、標示することが適当でないと認められるものは、愛称として使用できません。
- (3) 利用者等の混乱を避けるため、契約期間中は特別な場合を除き、愛称の変更はできません。
- (4) 愛称は商標権等の侵害とならないよう、事前にご確認ください。
- (5) 複数企業等から1つの提案をいただくことも可としますが、その際は代表企業等を設定して、責任の所在を明確にしたうえで応募してください。

## 6. 提案の対象とする施設等

提案対象施設は、スポーツ施設、文化施設、道路、公園等、市が設置している公の施設を想定しています。ただし、庁舎、小学校、中学校、保育所、児童館及び市営住宅は除きます。

また、次のいずれかに該当し、ネーミングライツの対象としてふさわしくないと判断した施設等については、対象外とします。

- ・市民生活に混乱を招くおそれがあるもの
- ・公平性、中立性を損なうと誤解を受けるおそれがあるもの
- ・ネーミングライツにより、施設等の設置目的を妨げるおそれがあるもの

## 7. 事前対話

ネーミングライツパートナーを検討される際は、事前対話を行いますので、応募前に角田市ネーミングライツパートナー事前対話申込書（様式第1号）を提出し、市との事前対話を行ってください。

## 8. 応募方法

- (1) 応募期間

随時受付いたします。 ※事前対話を必ず行ってください。

受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

## (2) 提出先

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊41番地

角田市総務部財政課 行財政改革係

TEL：0224-63-1068

電子メール：[zaisei@city.kakuda.lg.jp](mailto:zaisei@city.kakuda.lg.jp)

## (3) 申込書類

- ① 角田市ネーミングライツパートナー申込書（様式第2号）
- ② ネーミングライツパートナー応募に係る誓約書（様式第3号）
- ③ 会社概要（パンフレット等任意様式）

## (4) 注意事項

提案いただいた書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

また、応募及び対話・調整にかかる一切の費用（事前対話等にかかる人件費、交通費等を含む一切の費用、損害等）の補填や賠償はいたしません。

## 9. 選定方法（審査等の流れ）

### (1) 事前対話の申込み

ネーミングライツパートナーを検討される際は、申込内容等の確認が必要となるため、必ず市と事前対話を行ってください。

### (2) 申込書の提出

募集要項に定める内容を満たしているか確認のうえ、受け付けます。

### (3) 審査

施設の愛称や看板のデザイン等について、広告掲載要綱第9条に規定する審査委員会において審査を行います。

#### (4) 選定

審査内容を踏まえ、ネーミングライツパートナーの選定可否の決定を行います。

## 10. 選定結果の通知及び公表

#### (1) 選定結果の通知

応募に対する選定結果は、応募していただいた全ての申込者に通知します。

#### (2) 選定結果の公表

選定された施設及び名称については、市ホームページ及び広報にて公表します。なお、選定されなかった申込者についての公表は行いません。

## 11. 契約の締結

ネーミングライツを実施するにあたり、施設等を所管する部署において必要な調整や契約手続等を行います。

また、ネーミングライツパートナー決定のPRのため、ネーミングライツパートナーの希望に応じて調印式等を開催します。日程については、別途協議します。

## 12. 留意事項

- (1) ネーミングライツパートナーの事情、違法行為等により、当該施設等の愛称の維持が困難な場合は、契約を解除することがあります。この場合において、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- (2) 情報公開請求があった場合には、情報公開条例（平成11年角田市条例第22号）に基づき申込書等を公開することがあります。
- (3) 申込書等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- (4) 申込された施設等が、指定管理者制度を導入している場合は、事前に指定管理者と協議を行い、承諾を得た場合にのみ、ネーミングライツを導入します。
- (5) ネーミングライツパートナーは、契約期間満了時、次回契約に関して優先的に交渉することができることとします。